測量実務ハンドブック 正誤表 (平成16年1月)

P10

(5) 経緯度原点 (geodetic datum)

採用楕円体をその地域に固定するために緯度経度・原方位角を指定する地点。日本では、日本経緯度原点(Japan geodetic datum)が下のように指定されていた。測地成果2000の制式化に伴い、実用上は無用になった。しかし、先人の技術を定として、の史的意義は失われない。

旧日本測地座標系で使用された準拠楕円体を固定した場所

所在地:東京都港区麻布台二丁目2番1号(中央官庁合同会議所構内)

北緯: 35°39′17.5148″N (現在の値は、P887、P930参照)

東経: 139°44′40.5020″E

P169

(2) 既知点間の距離及び新点間の距離

区	分	既知点の種類	既知点間距離(m)	新点間距離(m)
1級基準点測	量	電子基準点 一~四等三角点 1 級基準点	4,000	1,000
2級基準点測	量	電子基準点 一~四等三角点 1~2級基準点	2,000	500
3級基準点測	量	電子基準点 一~四等三角点 1~2級基準点	1,500	200
4級基準点測	量	電子基準点 一~四等三角点 1~3級基準点	500	50

④GPS 観測における点検計算の許容範囲

ア. 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区分	許 容 範	囲	備考
基線ベクトルの	水平(⊿N, ⊿E)	$20\text{mm}\sqrt{N}$	N : 辺数
環閉合差	高さ(<i>Δ</i> U)	30 mm \sqrt{N}	△N :水平面の南北方向の閉合差
重複する基線べ	水平(⊿N, ⊿E)	20mm	△E :水平面の東西方向の閉合差
クトルの較差	高さ(<i>Δ</i> U)	30mm	⊿U:高さ方向の閉合差

イ、電子基準のみの場合の許容範囲

区	分	許容範囲	備考
結合多角 又は単路線	水平(ΔN, ΔE)	$60\text{mm} + 20\text{mm}\sqrt{N}$	N :辺数 ⊿N:水平面の南北方向の閉合差
	高さ(<i>Δ</i> U)	150 mm $+ 30$ mm \sqrt{N}	⊿E:水平面の東西方向の閉合差 ⊿U:高さ方向の閉合差

- ⑤TS 等観測における厳密水平網平均計算に用いる重量 (P)
 - (i) $m_s = 10 \text{mm}$
 - (ii) $\gamma = 5 \times 10^{-6}$
 - (iii) m_t (次表による)

	·			
1級基準点測量	2級基準点測量	3級基準点測量	4 級基準点測量	
1.8"	3.5"	4.5"	13.5"	

(注) m_s, γ, m_tについては, 国土交通省公共測量作業規程21及び227ページ参照

項	区分	1級 基準点測量	2級 基準点測量	3級 基準点測量	4級 基準点測量	
	(1)1個の多角網にお ける既知点数	2+新点数 以上	上(端数切上げ)	3 点以上		
	(2)単位多角形の辺数	10辺以下	12辺以下			
		5 辺以下	6 辺以下			
結合	(3)路線の辺数	伐採樹木及び地よっては、計画機 て辺数を増やる		7 辺以下	10辺以下	
多	(4)節点間の距離			70m 以上	20m 以上	
角	/-/ who we led any the late	3 km 以下		· om ».	2011 2011	
方	(5) 路線長		使用する場合	1 km 以下	500m 以下	
式・	(6)偏心距離の制限	S/e≥ 6 S:測点間距離 e:偏心距離				
閉合多角方式	(7) 路線図形	する隣接既知線から外側点域内に選点で 則とする。 路線の中の多以上を原則と し、地形のお	ト周路線に属 田点を結ぶ直 0°以下の地 けることを原	同 50° 同 60°	上 以下 左	
	(8) 平均次数			簡易水平網平均 は平均次数を2	計算を行う場合 次までとする。	

項	区分	1級 基準点測量	2級 基準点測量	3級 基準点測量	4級 基準点測量	
	(1)方向角の取付		以上において力 使用する場合!		行う。ただし, 付は省略する。	
単	(2)路線の辺数	7 辺以下	8 辺以下	10辺以下	15辺以下	
	(3) 新点の数	2 点以下	3 点以下			
	(4) 路 線 長	5 km 以下	3 km 以下	1.5km 以下	700m 以下	
路線方	(5) 路線図形	新点は、両既知点を結ぶ 直線から両側40°以下の 地域内に選点することを 原則とする。路線の中の夾角は、60° 以上を原則とする。ただ し、地形の状況によりや むを得ないときは、この 限りでない。		同 左 50°以下 同 左 60°以上		
式 節点間の距離,偏心距離の制限,平均次数,路辺数制限緩和及び GPS 測量機を使用する場合線図形は,結合多角方式の各々の項目の規定をする。						

P181

③観 測

視準距離及び標尺目盛の読定単位は、次表のとおりとする。なお、視 準距離は m 単位で読定する。

項目	1級水準測量	2 級水準測量	3級水準測量	4級水準測量	簡易水準測量					
視準距離	最大50m (最大40m)	最大60m (最大50m)	最大70m	最大70m	最大80m					
読定単位	0.1mm	1 mm	1 mm	1 mm	1 mm					

表中の()内は、電子レベルの視準距離に適用する。

(2) 地籍調査の総合的な促進方策一覧(平成14年度~)

促進方策(事業名)	内容	実施期間
①一般	土地と所有者との正確な結びつきを全国的な規模で統一的に把握するため、毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査を行うとともに境界及び地積に関する測量を行ってその結果を地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)に作成する事業であり、主として市町村が実施し、その成果は大臣又は県知事の認証を受けて保管され、その写しが登記所に送付され、登記行政の簿冊として備えつけられている。	昭和26年度~
②一般(外注型)	実施市町村の調査担当者の人員確保の困難さが事業規模を制約していることから、平成12年度から外注型地籍調査事業(新規着手・拡充型)が創設され、民間の専門技術者を活用成13年度からは、公共事業連携型及び中山間・火山地域型が追加され、公共事業が予定されており、調査の困難性が増大する中山間地域、至急整備する必要のある火山地域についても、一筆地調査における民間の専門技術者を活用し、地籍調査の促進を図る。	平成12年度~ 平成13年度~ 平成14年度~
(1)新規·拡充地 域(継続)	地籍調査担当職員を配置している市町村において、 全国平均を超える事業量及び直前3年間の平均事 業量に対して増加する事業量	平成12年度~
(2)中山間地域 (継続)	特定農山村地域に指定されている地域で,高齢者 の比率が高く,高齢化の進展により,調査の困難 性が増大する市町村の地域	平成13年度~
(3)過疎地域 (新規)	過疎地域自立促進特別措置法に基づき,公示されている市町村を対象とし,高齢者の比率が高く調査の困難性が増大する地域	平成14年度~
(4)振興山村地域 (新規)	山村振興法に基づき指定されている区域を対象と し、高齢者の比率が高く、調査の困難性が増大す る地域	平成14年度~
(5)豪雪地域 (新規)	豪雪地域対策特別措置法に基づき指定されている 地域	平成14年度~
(6)火山地域 (継続)	土地分類基本調査で火山地と分類されている地域 のうち「第6次火山噴火予知計画の推進につい て」において指定を受けている火山を有する地域	平成13年度~
(7)浸水危険地域 (新規)	「水防法」に基づき指定された浸水想定区域を含 む地域	平成14年度~
③概況調査	土地登記簿及び登記所備え付け地図の記録と地域 の現況とを対照し、その乖離状況を把握すること により、地籍調査を優先する地域及び地籍調査を 実施する場合の問題点を明らかにする。	平成12年度~

促進方策(事業名)	内 容	実施期間
④予備調査	地図混乱地域等地籍調査実施上困難性の高い地域 における地籍調査の実施に際し、予備的に地域の 状況を調査し、地籍調査実施上の問題点の把握と その解決を図る等の措置を講ずることにより、地 籍調査の円滑な実施に資する。	平成2年度~
⑤国土調査法第19 条第5項指定 の促進(高密度 基準点の設置)	土地改良・土地区画整理等公共事業のほか、民間の宅地開発・造成事業等の調査・測量成果について、国土調査法第19条第5項指定の促進を図るため、これに必要な基準点を設置する。	平成2年度~
⑥市街地緊急地籍 調査事業 (現行「市街地 集中対策事業, 地籍情報緊急整 備事業」に対応)	市街地を対象とし、短期間のうち調査を完了させるため、民間の専門技術者を調査の全工程にわたって活用して地籍調査を実施する。23区、全国の市街地 (DID) を含む地域。現行の市街地整備事業の要件(制約)をなくす方向で検討中。	平成14年度~ ①, ②, ②, ②は 14年度スクラップ し, ⑥, ⑦, ⑧は 新たに都市再生地 籍調査事業を創設 する。
⑦都市整備連携地 籍調査事業 (現行「土地異 動情報追跡型地 籍調査事業,民 間成果活用モデ ル事業」に対応)	都市整備に伴う事業や、市街地に設置した図根点に基づく土地異動情報の蓄積の活用により、市街地における地籍調査を効率的に実施する。 ※現行の土地異動情報追跡型地籍調査事業の後続工程要件は、なくす方向で検討中。	平成14年度~
⑧都市再生推進基準点(高密度基準点に対応)	都市再生に資する事業が予定されている地域に、 測量の基礎となる基準点を高密度に設置すること により、これら事業に伴う測量成果を国土調査法 の成果と同一の効果があるものと指定し、総合的 な地籍の明確化を促進する。	平成14年度~

- Ⅲ 地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令について
 - 1 地籍図の図郭 (第40条関係) 令 2 条 1 項 6 号の規定による図郭は 地図上において座標原点から X 軸方向に25cm,Y 軸の方向に35cm ごとに区画して定める。

日本測地系から世界測地系に変更されることとなる (法改正で…)

これに伴い, 地籍図の図郭割を変更することに際して, A3判に対応した図郭に区画する。

- 2 測量の基礎とする点(第38条関係) 基本三角点に電子基準点を追加する。
- 3 観測、測定及び計算 GPSを用いた測量に必要な事項を追加する。(局長通知で運用
- 基準を示す) 4 図解法の廃止

37条 (正射写真図),47条 (細部測量図解法),59条 (図解法による交会法),60条 2 項 (図解法による細部図根点),61条第 2 項 (図解法による細部図根点),61条第 2 項 (図解法による細部図根点),66条 (図解法による細部図根測量),66条 (図解図根点の条件) 67条 (図解の幾何写図の廃止),68条 (図解法にあっては廃止),69条 (図解法分派点),70条 (2 項に図解法による一筆地測量),71条 (2 項に図解による次数),73条 (図解法による図形の接合),74条 (2 項図解法にあっては…),81条 (2 項空三・正射写真図),82条第 2・3・4 (正射写真図),83条=22項<=25条に及ぶ大改正>

P712

- V 基準点測量作業規程準則の一部を改正する省令について
 - 1 測量の基礎とする点として基本三角点に電子基準点を追加するものとする。
 - 2 施行日及び経過措置

P734

(2) GPS 法

計算の単位	計 算 値 の 制 限
座標値	X座標, Y座標のセット間較差 (ΔN, ΔE の比較でも可)
mm 位	20mm 以下

- 備考 1.座標値は、2セットの観測から求めた平均値とする。
 - 2. ΔN は, 水平面の南北方向の較差, ΔE は, 水平面の東西方向の較差である。

P737

別表第二十一 放射法等による一筆地測量における与点点検の較差の標準 [第三十六条]

精度区分点検項目		甲一及び甲二	甲三及び乙一	乙二及び乙三
距	離	50mm 以内	100mm 以内	200mm 以内
角度		60秒以内	90秒以内	120秒以内

(1) GPS 法以外の法

١.												
制限項目			計多		算の単位		計	算	値	の	制	限
精度区分 甲 一			角	値	辺長値	座標值	方向角	前の閉つ	合差	座	標の閉	月合差
		_	禾	少位	mm 位	mm 位	30秒-	+ 25秒	\sqrt{n}	20m	m + 4	$1 \text{ mm}\sqrt{S}$
:	甲 二 甲 三 乙 一		禾	少位	mm 位	mm 位	35秒 -	+ 30秒	\sqrt{n}	50m	m + 7	$7 \text{ mm}\sqrt{S}$
:			禾	少位	mm 位	mm 位	40秒-	+40秒	\sqrt{n}	100m	m + 1	0 mm \sqrt{S}
:			禾	少位	mm 位	mm 位	40秒-	+ 55秒	\sqrt{n}	100m	m + 1	$5 \text{mm} \sqrt{S}$
Z = Z = Z		禾	少位	mm 位	mm 位	60秒-	+65秒	\sqrt{n}	150m	m + 2	0 mm \sqrt{S}	
		禾	少位	mm 位	mm 位	60秒-	+75秒	\sqrt{n}	150m	m + 2	$5 \text{mm} \sqrt{S}$	

備考 n は当該路線の測点数, S は路線の長さ(割込法の場合は測定辺長)を m 単位で示した数である。

